

答申第 716 号

令和元年 5 月 15 日

神奈川県公安委員会
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 15 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 7）（諮問第 791 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成 28 年 8 月 19 日付け依頼文書及び同年 9 月 2 日付け電話通信紙を特定の上、これらの一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する決定を延長する決定を行い、同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定に基づき、さらに本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、平成 29 年 9 月 19 日付けで、平成 28 年 8 月 19 日付け依頼文書（以下「甲文書」という。）及び同年 9 月 2 日付け電話通信紙（以下「乙文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の印影（以下「警部補以下の印影」という。）については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第 5 条第 1 号本文を理由に、警察電話の内線番号（以下「本件警電番号」という。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第 4 号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成 29 年 10 月 17 日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第 20

条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

警部補以下の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には当てはまらないものである。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

(3) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、警部補以下の印影及び本件警電番号（以下「本件非公開情報」と総称する。）は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 甲文書において実施機関が実施しているアンケート調査の回答を集計したもの（以下「集計結果文書」という。）、乙文書において言及されているアンケート回答者に配付した職員別のアンケート結果（以下「個別結果文書」という。）及び乙文書において言及されている臨時健康診断に関する文書（以下「臨時健康診断文書」という。）を、本件請求の対象文書として特定すべきである。

イ 集計結果文書が用紙等に出力ができないプログラム化されたデータであるという説明は信じ難い。

ウ 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

エ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(5) 理由付記の不備について

実施機関は、本件処分にあたり、集計結果文書が条例第5条第1号本文に該当する旨を摘示するべきであるにもかかわらず、それを怠っているこ

とから、本件処分を取り消すべきである。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の算出方法の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（警務部厚生課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の印影

警部補以下の印影は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定される情報ではないことから、その印影についても、同号ただし書イに該当しない。

また、警部補以下の印影は、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しない。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 集計結果文書に記載された情報

集計結果文書は、特定事件の捜査等に従事した特定警察署の職員に対し、同職員の惨事ストレス等の状況を把握するために行われたアンケート結果を集計したものであって、回答した職員の職員番号が併記されて

いるものの、その氏名は記載されていないものであるが、アンケートの内容は、特定事件に関連するストレスの有無等、当該職員の心身の状況を把握するためのものであって、その回答は、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことも明らかである。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)及び(2)のとおり、条例第5条第1号本文又は第4号柱書に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書等を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

ア 本件行政文書について

実施機関は、分掌事務として、職員の福利厚生、恩給及び健康管理、厚生関係団体、公舎の運営管理等に関することを所管している。実施機関が、本件行政文書のうち、甲文書を管理していたのは職員の健康管理業務の一環として、健康管理を目的として特定事件に従事した職員の惨事ストレス等の状況を調査するためのアンケートを実施するべく、実施機関から特定警察署に発出したためであり、乙文書を管理していたのは同業務の一環として当該アンケート結果の配付方法及び臨時健康診断

の実施に関して、実施機関から特定警察署に連絡を行ったためである。

実施機関は、これらの健康診断に関する業務を除き、他に直接的に特定事件に係る業務を所管しているものではないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前も含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、特定事件発生前の文書は存在しなかったものである。

イ その他の文書について

なお、実施機関は、集計結果文書、個別結果文書及び乙文書において言及している臨時健康診断文書を特定していないが、その理由は以下のとおりである。

(ア) 集計結果文書

集計結果文書は、特に配慮が必要な個人情報に記載されていることから、回答する職員が個別に入力したものを特定警察署が取りまとめの上、健康管理センター所長のみが確認することができるシステムに取り込むことにより、用紙等には出力ができないプログラム化されたデータの状態で保存されているものである。

このため、集計結果文書については、全部非公開とした文書を交付することが物理的に不可能であったため、本件処分に際し、対象文書として特定はしていたものの、交付は行わなかったものである。

(イ) 個別結果文書

個別結果文書は、実施機関が行ったアンケート調査の結果をその回答者に個別に通知するために臨時的に作成した文書で、回答者に対して既に交付したものである。実施機関にあっては、かかる文書の元となる集計結果文書を現に保管しているため、個別結果文書については、その写しを保管しておらず、本件請求時にあって不存在であったため、特定できなかったものである。

(ウ) 臨時健康診断文書

臨時健康診断文書は、特定警察署で特定事件を受けて臨時に行われた健康診断を受けた特定事件に従事した職員に係る文書であるが、実際にこれらの文書が作成されたのは、本件請求後であったため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書は実施機関が職員の健康管理業務の一環として、特定事件に従事した職員の心身の状況を把握する目的で行われたアンケート調査の実施のために作成されたことから、また、乙文書は同アンケートをその回答者に対する配付方法の連絡を特定警察署に行った際に作成されたことから、特定事件に関連して作成されたものであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については、公開すべき旨を規定している。

そこで、本件処分において同号に該当するとされた警部補以下の印影及び集計結果文書に記載された情報の同号該当性について、同号ただし書該当性を含めて、以下、検討する。

ア 警部補以下の印影

警部補以下の印影は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、また、今後、公表される予定も認められないことから、警部補以下の印影は同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)のとおり、印影には名字しか含まれないため、特定の個人を識別することができないとして同号本文に該当しない旨主張するが、甲文書上、印影に係る警部補以下の階級にある警察官の所属する警察署、部署等が明らかである以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであると評価できることから、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 集計結果文書に記載された情報

集計結果文書は、甲文書において実施機関が実施したアンケート調査の回答を集計したものであると認められるところ、当該アンケート調査の内容は、特定事件の捜査等に従事した職員の惨事ストレスの有無等の状況を把握するものであったと認められる。そして、当審査会が確認したところ、集計結果文書には回答を行った者の職員番号は記載されているものの、その氏名は記載されていないため、特定の個人を識別できるものであるとは認められないが、その内容は、回答者の内面を含めた、その心身の状況に関する情報であって、特に慎重な取扱いを要する機微情報に当たると認められることから、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されているものと認められる。

よって、集計結果文書に記載された情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

そして、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号の同号柱書該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことも予想され、本件警電番号を公開することにより、被疑者等から業務妨害等を目的とした嫌がらせの電話を受け、通常業務における必要な連絡や突発事故への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)のとおり、本件警電番号は、司法警察活動ではなく行政警察活動に係る電話番号であるため、実施機関の説明は同号柱書に該当する理由にならない旨主張するが、当該警察電話の内線番号が、直接的に司法警察活動にかかわるものではなくとも、警察における電話番号として、業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張は採用することができない。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は非公開情報を

「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益性」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件非公開情報は、警部補以下の階級にある警察官の印影及び警察電話の内線番号であって、これらの情報を公開したとしても、人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

イ その他の文書について

(ア) 集計結果文書

前記(2)イのとおり、集計結果文書に記載された情報は、条例第5条第1号本文に該当するものであって、実施機関にあっては本件請求に係る対象文書として特定したものの、かかる文書が用紙等にも出力ができないプログラム化されたデータであるため、物理的にその写しを交付することが不可能であったとして交付を行っていなかったものと

認められる。

よって、審査請求人が主張するように、その理由付記に不備は認められるものの、本件請求に係る対象文書としての特定は行われていたものと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(4)イのとおり、かかる文書が用紙等にも出力ができないプログラム化されたデータであるとする実施機関の説明が信じ難い旨主張するが、集計結果文書は、惨事ストレスにかかわるアンケート調査の結果をとりまとめたものであって、その内容には、回答者の内面を含めた、その心身の状況に関する情報が含まれており、特に慎重な取扱いを要する機微情報に当たるということにかんがみれば、かかる措置が取られているとする実施機関の説明に特段不合理的な点は認められない。

(イ) 個別結果文書

審査請求人は、個別結果文書を本件請求に係る対象文書として特定すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、個別結果文書は実施機関が行ったアンケート調査結果の回答をその回答者に個別に通知するため臨時的に作成されたものであり、本件請求時には既に当該回答者に交付されていたため、また、個別結果文書の元となる集計結果文書が存在するため個別結果文書の写しも作成していなかったため、本件請求時には当該文書そのものが存在していなかったとする実施機関の説明は、乙文書の内容に照らしても、特段不合理的なものであるとは認められない。

(ウ) 臨時健康診断文書

審査請求人は、臨時健康診断文書を本件請求に係る対象文書として特定すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、これらの文書は臨時健康診断の結果に係る文書であって、本件請求より後に作成されたものであると認められるため、本件請求時には存在しない文書であるとして不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理的な点は認められない。

(エ) 特定事件発生前の文書

審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められ、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが条例第1条等に反すること、さらに、反論書の副本の提出を強いられた旨を主張しているため、以下、これらの点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人のこれらの主張は、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、前記3(5)のとおり、本件処分にあっては、集計結果文書に係る理由付記を欠いていると主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求

に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年2月15日	○ 諮問
12月20日 (第191回部会)	○ 審議
平成31年1月28日 (第192回部会)	○ 審議
2月26日 (第193回部会)	○ 審議
3月4日	○ 実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
3月22日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
3月27日 (第194回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年5月15日現在)(五十音順)